

## 高麗清規としての誠初心学人文

佐藤達玄

### 一 はじめに

『三国遺事』や『海東高僧伝』などによると、中国大陸から大韓半島に仏教が伝来したのは、高句麗・百濟・新羅の三国の鼎立時代とみてよいであろう。即ち初伝は高句麗の小獸林王の二年（三七二）であり、百濟へはそれより十三年後の枕流王の元年（三八四）に、さらに新羅へはそれよりも一四三年後の法興王の十四年（五二七）であることは周知のことである。

とくに三学の一つである戒学に対する研究書が現われたのは、小乗律関係では百濟の聖王（五二三―五五三）のときに、曇旭・恵仁によって『五部律疏』三十六卷が撰述されたのが初めであり、その後、新羅の智仁の『四分律六卷本抄記』十卷、慧景の『四分律比丘作积戒本疏』一卷、智明の『四分律羯磨』一卷、慈藏の『四分律羯磨私記』一卷・『十誦律木叉記』一卷、円勝の『四分律羯磨記』二卷・『四分木叉記』一卷、元暁の『四分羯磨疏』四卷、憬興の『四分律羯磨』一卷・『四分律拾毘尼要』三卷、道倫の『四分律决問』二卷の著などが現われている。

大乘戒については、新羅の円勝の『梵網経記』一卷、玄一の『梵網経疏』三卷、元暁の『梵網経疏』二卷・『梵網

経略疏』一卷・『梵網經宗要』一卷・『梵網經菩薩戒本私記』二卷・『菩薩戒本持犯要記』一卷・『菩薩瓔珞本業經疏』三卷、新羅の勝莊の『梵網經述記』三卷、義寂の『梵網經文記』二卷・『菩薩戒本疏』三卷・『菩薩瓔珞本業經疏』二卷、太賢の『梵網經古述記』三卷・『菩薩戒本宗要』一卷、端目の『梵網經記』二卷などがあることからみて、朝鮮仏教形成期における戒学の本流は、小乗戒では『四分律』、大乘戒では『梵網經』と、この二者が互に影響しあって発展したことが知られる。

このような戒律研究の流れの中で、ここに問題とする知訥の『誠初心学人文』が現われるに至った経緯を考察してみたいと思う。

## 二

前述のように戒律思想の展開が『四分律』より『梵網經』へ、即ち小乗戒より大乘戒へと進展したなかで、「随方毘尼」的な戒観によって、新羅的な独自性の顕著な戒学の発想が、六世紀に活躍した皇龍寺の釈円光（五三一—六三〇）にみられたことは注目すべきことであった。『三国遺事』巻四によると、円光法師が隋より帰って嘉瑟岬に寓止していたとき、貴山と笥項の二人が終身の誠を求めたときに、円光は、

仏教有菩薩戒。其别有十。若等為人臣子恐不能堪。今有世俗五戒。一日、事君以忠。二日、事親以孝。三日、交友有信。四日、臨戰無退。五日、殺生有挾。若等行之無忽。

と、いって、「世俗五戒説」を示したのである。このとき貴山らは、「他則既受命矣。所謂殺生有挾、特未曉也。」といて、そのわけを問うた。円光はこれに応えて、

六齋日、春夏月不殺。是挾時也。不殺使畜、謂馬牛雞犬。不殺細物、謂肉不足一鬮。是挾物也。此亦唯其所用。不求多殺。此是世俗之善戒也。

と、いっている。この「世俗五戒説」こそ、蔡博士がいわれるように、「新羅の仏国思想を背景に、新羅的な発想の展開によるものであった<sup>(3)</sup>」といえよう。

右にのべたように、戒学に新たな性格を附与して、これまでの伝統的な解釈を超えようと試みた道念は、大国統に就任して、僧尼の生活威儀万般を如法ならしめた慈蔵（六三六—六五〇）の出現によって、さらに大きな進展をみたのである。『三国遺事』巻四が語る慈蔵の人となりは、つねに枯骨を觀じて「空」を覺り、万事を放下する底の厳しい修行に徹し、俗塵を厭い、妻・息を捨て、田園を喜捨して元寧寺としたほどである。そして小室を作って、いばらで身の廻りをふさぎ、「その中に裸坐し、効けば輒ち箴刺す。頭は懸けて梁に在り、以て昏暝を祛る」という、文字通りの禅行に精進する日々であった。たまたま仕官を要請されたが、「吾れ寧ろ一日持戒して死すとも、百年破戒して生きるを願わず<sup>(4)</sup>」と、いって王命をも断わるほどであった。貞觀十二年（六三八）、門人僧実等十余人とともに長安に往き、終南山の雲際寺で禅業を積むこと三年、貞觀十七年（六四三）帰国したが、その歓迎ぶりについて、「国を傾けて来り迎え、一代の仏法、斯に於て興顯す」と伝えている<sup>(5)</sup>。

かれが皇龍寺で七日七夜にわたって「菩薩戒本」を講義したが、その散席の日には受戒希望者が雲の如く集まったと伝えている。『三国遺事』巻四は当時の仏教弘通の模様をつぎのようにのべている。

朝廷、議日、仏教東漸、雖百千齡。其於住持修奉、軌儀闕如也。非夫綱、理無以肅清。啓勅蔵為大国統、凡僧尼一切規猷、総委僧統主之<sup>(6)</sup>。

と。かくして仏教界の最高指導者となった慈蔵は、中国が僧官を置いた例にならって、元聖大王元年（七八五）、唐徳宗貞元三年に僧統を置き、出家の五衆に半月説戒を義務づけ、春秋二回に総試をおこなって、持戒持律の生活を守らせた。さらに巡察使を遣わして諸寺を歴検し、衆僧の過失を諷諭し、或は説法を奨励し、仏像を嚴飾し、衆僧の生活を正すことを恒式とした。このような慈蔵の護法的活動により、国中の人で受戒し奉仏する者は十中に八九を数

え、断髪して正式に僧尼となる者が、増加の一途を辿ったのである。そこで慈蔵は通度寺を創建して、戒壇を築いて四方より集り来る者を度したという。これをみても、かれの影響力がいかに大きかったかが窺える。

慈蔵の活躍したころは、中国大陸においても、道宣の『戒壇図経』に基づいた戒壇の設置が急がれていた時でもあった。しかし腐敗墮落した当時の出家者たちは、仏陀の制戒の精神を忘れて、ただ形式的な見せかけの戒律生活を行うのみであったから、仏教の基本的な立場を根底から見直す必要が痛感されたのである。

## 三

こうした腐敗した仏教界に警鐘を乱打し、統一新羅仏教界で指導的役割を果たした元暁（六一八—六八六）へとバトンは手渡されたのである。一般に新羅の人びとは信仰心が強く、歴代の国王を始め、貴族たちは多くの寺院を建立した。かれらの仏教に対する情熱は、義湘・元暁・慧超・円測などの高僧の輩出をうながした。かれらはいずれも仏教史上に不滅の光りを放っている者たちである。

なかでも統一新羅の初期仏教界にあって、指導的立場にいた元暁は、大乘諸経論に精通するとともに『梵網経疏』二卷・『梵網経略疏』一卷・『梵網経宗要』一卷・『梵網経菩薩戒本私記』二卷・『梵網経菩薩戒本持犯要記』一卷・『菩薩瓔珞本業经疏』一卷などの著があることからみて分るように、自己を律すること厳しく、肯て破戒の身となつても戒律の護持を訴えたことは、出家者の誤つた戒律観を矯正する上で、大きな意味をもっていた。かれの目指した戒観は、前記の『菩薩戒本持犯要記』の中につぎのようにいつている。

菩薩戒者、返<sub>レ</sub>流帰<sub>レ</sub>源之<sub>レ</sub>大津、去<sub>レ</sub>邪就<sub>レ</sub>正之<sub>レ</sub>要門也。然邪正之相易<sub>レ</sub>濫、罪福之性難<sub>レ</sub>分。何則或内意<sub>レ</sub>実邪、而外迹<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>正。……或有<sub>レ</sub>心行順<sub>レ</sub>深遠、而違<sub>レ</sub>浅近。是以專<sub>レ</sub>穢<sub>レ</sub>道人、剋<sub>レ</sub>私沙門、長<sub>レ</sub>專<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>迹、以<sub>レ</sub>亡<sub>レ</sub>真正。每<sub>レ</sub>剋<sub>レ</sub>深戒、而求<sub>レ</sub>浅行。今将<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>浅事、而全<sub>レ</sub>深。去<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>迹、而逐<sub>レ</sub>実。

と。かれのこのような偽らない心情は、形式的には大小乗戒兼受の通弊を打破して、独自の大乘戒観の建立に情熱を傾け、『梵網経』の研究に大きな足跡を残したし、またかれの『発心修行章』の中でも、寸陰を惜しんで真実の自己を把握しようとした真摯な宗教的態度を披瀝していることは注目すべきである。こうした戒学研究に対する真摯な学風は、『梵網経』の研究者として後世にまで大きな影響力を与えている太賢へと受け継がれたのである。

太賢は唯識教学の大家であるとともに、「古迹記」と名づける一連の著述が示すように、古人の迹に依拠しながらも、自己の見識によって古人の説を取捨して、厳正な批判を行なった人でもある。かれの『梵網経古迹記』は、律義はもちろんのこと、大乘諸経論や、古人の業績、とくに法蔵・義叔・元暁・勝莊等の学説を伝承しながらも、独自の見解を示しているから、古来より『梵網経』の研究者必読の書として高く評価されている。そのほか太賢は「梵網戒本」の宗要を説くに当って、広く経論の意に依って菩薩戒の意義を明らかにしようとして、『菩薩戒本宗要』一卷を著した。その中で菩薩戒における持犯の須要を示すに当って、「修行差別門」を設けて、①親近善士門、②聽聞正法門、③如理作意門、④如説修行門の四門の立場から、菩薩戒の重要な諸問題に言及したのである。

このように菩薩戒の研究と普及が活発化してきたときに、密教や浄土教の受容、あるいは禪宗諸派の台頭によって、統一新羅の仏教界は目覚ましい発展をとげたが、それを助長したのは、新羅諸王の外護のもとに行なわれた八閔齋会や無遮大会、あるいは王室の造寺造仏であった。

統一新羅のつぎに出現した高麗建国の祖太祖（九一八—九四四）は、高麗は仏力の加護によって建国されたとして、即位三年（九一八）に新羅王朝が行ったように八閔齋会を行ない、諸大寺の建立や無遮大会を修するなど、積極的に仏教的色彩の濃厚な諸政策を展開した。そして歴代諸帝はこの太祖の建国の精神を継承した政策を行なったが、五代成宗のとき、正月、五月、九月の三長齋月に、屠殺肉食を禁じるなど、『梵網経』に説く菩薩戒の実践や、造寺塔廟の修理などを強力に推進した。さらに文宗（一〇四七—一〇八三）、宣宗（一〇八四—一〇九四）、肅宗（一〇九

六一一〇五)、睿宗(一一〇六一一二二)、仁宗(一一二三一—一四六)などの諸帝は諸大寺に行幸して祈願し、あるいは燃灯会、水陸会、授戒会、経行、祈雨、各種の道場の開設などを行なったことが「仏教史年表」に指摘されている。

このように帝室を中心とする興仏、奉仏の気運が華やかであった反面には、破戒僧、偽濫僧の暗躍も見逃すわけにはいかない。「高麗史」巻七によると、奉仏天子の文宗は破戒僧、偽濫僧を沙汰した旨を、次のようにのべている。

釈迦闡教清淨為先、遠離垢陋、断三除貧欲。今有避役之徒、托号沙門、殖貨營生、耕畜為業。估販為風、進違戒律之文、退無清淨之約。袒肩之袍、任為酒甕之覆、講唄之場、割為葱蒜之畦。通商賈売結容、醉娛喧雜花院、穢臭蘭盆、冠俗之冠、服俗之服、憑托修營寺院、以備旗鼓歌吹、出入閭閻、搗揆市井、与人相鬪以致血傷。朕庶使区二分善惡、肅三季紀綱、宜令沙汰。中外寺院其精修戒行者、悉令安住。犯者以法論。

右の短文の中に教団の墮落ぶりが余すところなく伝えられている。破戒偽濫の僧たちは、「出家者」という看板を隠蓑に、出家者に与えられた特権を思う存分に利用して、自己の欲望の充足に明け暮れていた一端を読みとることができる。

## 四

前述のような末法の悪世に出世したのが仏日普照国師知訥(一一五八—一二一〇)である。かれの傑出した洞察力と、正法の久住をひたすら願った心情は、かれの著述を読む者に強い印象を与えずにはおかないものがある。いまここで問題とする『誠初心学人文』は、知訥の四十八才(一一〇五)の時の著で、それは先に著わした『修心訣』の要旨を、禅門における清規の体裁にならって、格調高い初学者向きの日用規範として撰述したものである。その内容

は、行者、沙弥の僧堂における生活規範をのべたもので、次の四つの部分より成っている。

- (1) 出家入道しても、戒律を学ばなければ、修行の目的は果たせないとして、まず沙弥僧の行儀を教誡した部分
- (2) 叢林(修禅社)における弁道上の威儀を教誡した部分
- (3) 僧堂における集団生活上の威儀作法を教誡した部分
- (4) 社堂(禅堂)における正信確立への道を教誡した部分

という四項目に分けて考察することが便宜である。このような内容からなる『誠初心学人文』は、初心者の心得として、生活規範として説いたものであるが、しかしそれは初心者のたんなる心得にとどまるものではなく、行住坐臥、著衣喫飯などのあらゆる行為が仏法の妙用として、具体的に現わされたものであるという、宗教的意義が宿されていることを見落してはならない。

この点について知訥の『修心訣』は、仏性について「問、若言仏性、現在此身、既在身中、不離凡夫」るもので、十二時中の「知飢知、知寒知熱、或瞋或喜」という、日常のあらゆる動作の上に現前していると説いている。また『真心直説』の「真心四儀」では、「行住坐臥、飲食動用、一切時中」の威儀の中に、仏道は必ず存在するといっている。真心はつねに躍動していることを説いている。

このように知訥の著述を通して知られることは、威儀は即仏法であり、本証妙修としての威儀であるとする禅の戒律観が展開されていることが知られ、そこに知訥の真意があることを忘れてはならない。これらの点について、もう少し考察を進めてみよう。

## 五

まず『定慧結社文』をみると、

高麗清規としての誠初心学人文

若修道人、捨名入山、不修此行、詐現威儀、誑惑信心檀越、則不如求名利富貴、貪著酒色、身心荒迷、虛過一生也。<sup>(11)</sup>

と云って、末法時代における仏教界の腐敗墮落を痛烈に批判するとともに、名利に走る出家者の生活態度に対して、真実の自己、人間本来の姿に目覚めることの必要性を強調した。そして仏陀の正法に帰するには、綿密な行事と、持戒持律に徹することが、すべてに優先されなければならないことを主張した。そしてさらに、

定慧雙運、万行齊修、則豈比夫空守默之痴禪、但尋文之狂慧也。<sup>(12)</sup>

と云って、誤った禪の修行観や教学偏重の立場を批判し、仏道修行の要諦は、禪教一元でなければならないとして、定慧雙運の立場を明示したのである。

知訥は禪教一元の立場について、禪とは真実の自己実現のための実践行であり、教とは仏性本具の自己に目覚めるための道筋を示したものであるとみている。知訥のいう禪教一元論とは、帰するところ定慧雙運であり、頓悟漸修であることをいっただものである。その頓悟については、

頓悟者、凡夫迷時、四大為身、妄想為心、不知自性、是真法身。不知自己靈知、是真仏也。<sup>(13)</sup>  
と云い、漸悟については、

漸修者、雖悟本性、与仏無殊。無始習氣、卒難頓除故、依悟而修。漸薰功成、長養聖胎、久々成聖、故云漸修也。<sup>(14)</sup>  
と云っているから、頓悟とは本来仏であるところの自己に目覚めることであり、漸修とは「無始習氣、卒難頓除故、依悟為修」する漸進的な修行であるというのである。

故に知訥のいう初心者の修行も、小乗的な始覚門の立場からする修行ではなく、大乘仏教の本覚門の立場に立脚した修行をいうものであることは明白である。このことは道元が『正法眼蔵』弁道話の中で、

仏法は修証これ一等なり。いまも証上の修なる故に、初心の弁道即ち本誌の全体なり。<sup>(15)</sup>

というように、初心者の修行であっても、それが「本証妙修」という信念に裏づけられているものであるとするところが、知訥の思想と本質的に同一であることが知られる。

また『真心直説』では、凡夫とは真心が妄心のために覆われて現前しないことをいい、真心の妙体は「徧一切処」であると説いているから、日常の行住坐臥、語黙動静のあらゆる動作の中に、真心は躍動しているとみているのである。

してみれば『誠初心学人文』の説くところの個々の戒条は、衆生の煩惱を除去する手段方法を示したもので、迷雲をとり除いてみれば、自己は本来仏であったと悟らせる方便行であると、受けとめるべきである。

このように知訥の著述を考察してみると、知訥の禪は、道元がいうところの「本証妙修」の禪であり、不染汚の修証、不染汚の行持であるといえる。「修」の中に「証」があることを自ら悟ることを説いたものといえよう。即ちそれは道元がいう「発心・修行・菩提・涅槃」と不断に連続する、いわゆる「行持道環」に通ずるものであるといえよう。

したがって『誠初心学人文』で説く戒条は、「修」の中に撰せられるものであるから、「修証一如」の立場からいえば、知訥の戒観は、「証」に至るための威儀であり、手段であるとみるべきではなく、「証」の内容が個々の戒条であるという意味で理解しなくてはならない。

上述のように知訥は、本覚門の立場から『誠初心学人文』を撰述して、日常の弁道を先にみたように四項目にわたって説いたのであるが、実際の日常生活万般については、あくまでも初心者としての行者、沙弥のための威儀作法の指南書として撰述したものであるから、文面から受けるニュアンスは、なんとなく小乗戒的に禁止事項を羅列したようにみえるが、それは具体的な威儀の解説のため、方便として始覚門に立った本覚門を力説したものと捉えなければならぬ。

すでに述べたように、新羅時代の戒学が『四分律』・『梵網經』を中心としたものであったことに注目すれば、『四分律』の研究は当然の結果として、道宣の戒学に言及しなくてはならない。宋代の戒学の中心的人物であった允堪(一〇〇五〜一〇六一)や元照(一〇四八—一〇七六)には、それぞれ『四分律行事鈔』に注した『会正記』・『資持記』の著があることからみて、宋代における戒学の主流が、道宣の戒学にあったことが知られるのである。

このような中国宋代の戒学が、同時代の高麗の仏教に影響していたことを示すものが『誠初心学人文』であることに注目するとき、『誠初心学人文』の中には、道宣の『四分律行事鈔』を初めとして、寺院内における生活規程を具体的に説示した『教誡新学比丘行護律儀』や、淨心と禪定についてのべた『淨心誠観法』、あるいは北宋時代に成立した『禪苑清規』などが随処に引用されていることを指摘することができる。このことは、知訥時代の高麗仏教界とくに禪宗教団にあっては、叢林という集団生活の場における新学菩薩の生活規範となるような、適当な戒律書がなかったために、知訥は『誠初心学人文』を撰述して、日常の威儀作法を教誡し、禪宗清規として修行者たちに説示したのである。

いま知訥の『誠初心学人文』の基本的な性格としていえることは、『四分律』に源流を求めた新羅の戒学の伝統の上に、道宣の戒学と、百丈古清規の再現をめざした宗暉の『禪苑清規』とを骨子として成立していることが明らかであるから、『誠初心学人文』こそ高麗における禪門最初の清規とみることができ、貴重な書であることは多言を要しない。李智冠氏は、『韓国仏教所依經典研究』<sup>(16)</sup>において、この『誠初心学人文』は、高麗第二十一代熙宗元年(一一二〇五)に、修禪社(順天・松広寺)の落成とともに、同社の日用清規として宣布したものであり、それ以来重視されて、禪門で読習すべき十種科目(金剛・楞嚴・禪要・節要・都序・書状・緇門・自警・初心・拈頌)の中に数えられ

ていたといっている。してみれば知訥の存命中にすでに『誠初心学人文』は、日用清規として禪門で依用されていたことが知られる。

末尾に示した表によれば、知訥が『誠初心学人文』を撰述するに当って、参考にした資料の一半が知られる。またこの書の内容や構成からみて、初心入道者の心得として、五戒十戒等を受持して、持犯開遮に通ずべきことを説いている点は『禪苑清規』巻一の「受戒」・「護戒」に依るものであることが明らかであるから、そこには百丈古清規の伝統をみるることができる。そして行者、沙弥に対する教誡として適切なものといえ、『禪苑清規』巻九の「訓童行」をまず挙げるべきであろう。そして修行の未完成な行者・沙弥に対して、最も修行の妨げとなる「財色」を取り上げて、仏道修行者のまずもって心得るべきものとした点は、道宣の『淨心誠観法』が想起される。即ちその巻上の「誠観序宗法」第二では、

夫欲修道於三業中、先断財色二種。……今見解法人、仍貪財色長養結使。……一切苦因果、財色為本。一切樂因果、戒定為本。……先断財色、使功行成立、後聽經論。即是入道次第也<sup>(17)</sup>。

といい、さらに「誠観五停心観法」第三では、  
 仏教新受戒者五年学律。然後学經。律有五部。一四分、二五分、三十誦、四僧祇、解脱。此五部律、同一毘尼大藏。文相広博、卒難悉識。今欲知者、財色為宗。能断財色即奉律。禁戒清淨、發生定慧、成就聖道<sup>(18)</sup>。  
 といて、戒学の中心は財色を断ずるにあり、諸惡の根源は財色にあるとみている。

次に寺院内の生活規定においても、生起しやすい種々の場合を想定して、道宣の『教誡律儀』・『行事鈔』・『淨心誠観法』に範をとっているのが目立つが、ここでも北宋時代の宗暉著『禪苑清規』が随処に引用されている。

このように知訥の『誠初心学人文』は、『禪苑清規』を中心に展開し、その上に道宣の著述を巧みに引用した手法からみて、高麗の禪宗教団の生活規定は、中国宋代禪宗の延長線上に位置していたといっても過言ではない。

『誠初心学人文』の引用資料

(誠初心学人文)

- (1) 夫初心之人  
(2) 受五戒十戒等、善知持犯開遮。但依金口聖言。莫順庸流妄說。

(引用資料)

- (1) 初心入道、法律未諳。(禪苑清規卷一、受戒)  
(2) 受戒之後、常心守護。寧有法死、不無法生。如小乘四分律、四波羅夷・十三僧伽婆尸・二不定・三十尼薩者・九十波逸提・四波羅提々舍尼・一百衆学・七滅諍・大乘梵網經十重四十八輕、並須誦誦通利、善知持犯開遮、但依金口聖言、莫墮墮於庸輩。

(禪苑清規卷一、護戒)

善男子、五戒為入法之初因、出三塗之元首、次受沙彌十戒、即形備法儀。此稱勤策。

(同卷九、沙弥受戒文)

- (3) 既已出家、參陪清衆。常念柔和善順。不得我慢貢高。大者為兄、小者為弟。儼有諍者兩說和合。但以慈心相向。不得惡語傷人。若也欺凌同伴。論說是非。如此出家、全無利益。

- (3) 既已出家、參陪清衆。常念柔和善順、不得我慢貢高。大者為兄、小者為弟、徐言持正勿宣人短。儼有諍者兩相和合。但以慈心相向、不得惡語傷人。若也欺凌同列、走扇是非、如此出家全無利益。(同、卷九、訓童行)

- (4) 財色之禍、甚於毒蛇。省已知非。常須遠離。

- (4) 財色之禍、甚於毒蛇。尤當遠離。慈念衆生、猶如赤

子。(同卷一、護戒)

- (5) 無緣事則不得入他房院。  
(6) 經行次、不得開襟掉臂。  
(7) 言談次、不得高声戲笑。  
(8) 非要事、不得出於門外。

- (5) 無緣事不得入他房院(教誠律儀、在寺住法第四)  
(6) 行須斂手。坐必端身、不得倚靠、不得掉臂。  
(7) 堂中尋常不得高声說話喧乱大眾。(同、陪衆第二)

(禪苑清規卷九、訓童行、立身第一)

- (9) 有病人、須慈心守護。

- (9) 一有疾病誰為哀憐。唯藉同袍慈悲安養。誠為重任。豈可輕心。  
(禪苑清規卷四、延壽堂主淨頭)  
若有病者、當慈心始終看之。(教誠律儀、在院住法第五)

- (10) 見賓客、須欣然迎接。

- (10) 賓客相看並須恭謹、不得妄談無益之事。  
(禪苑清規卷四、知客)

- (11) 弁道具、須儉約知足。

- (11) 將入叢林、先弁道具。……如茶器并其余衣物並隨家豐儉。(同卷一、弁道具)

- (12) 齋食時、飲啜不得作声。

- (12) 不得嚼飯作声。(同卷一、赴粥飯) 凡欲喫食、不得大攪、及歡作声。(教誠律儀、二時食法第八)

- (13) 不得欣厭精麤。

- (13) 不得視比坐鉢中起嫌心。當繫鉢想食。

(14) 須知受食。但療形枯、為成道業。

(禪苑清規卷一、赴粥飯)

(14) 受食之法……候聞遍槌、合掌揖食、次作五觀。一計功多少量彼來處。二付已德行全缺庇供。三防心離過貧為宗。四正事良藥為療形枯。五為成道故應受此食也。

(同卷一、赴粥飯) 今故約食時立觀以開心道、略作五門……五、為成道業觀三種(四分律行事鈔卷下二)

(15) 不懶墮焚修否(禪苑清規卷八一百二十問)

(16) 參禪問道者、收攝身心不得散亂(禪苑清規卷九、訓童行)

(17) 須知理懺事懺、可以消除。

(18) 居眾寮……慎聚頭閒話。

(19) 對客言談、不得揚於家醜。但讚院門仏事。

(17) 今懺悔之法、大略有二。初則理懺、二則事懺。此之二懺通道舍俗。(四分律行事鈔、懺六聚法篇第十六)

(18) 粥前并放參後、不得開函櫃。及堂中不得聚頭說話。(禪苑清規卷十、百丈規繩頌)

(19) 賓客相看並須恭謹。不得妄談無益之事。常須如實讚歎主人。知事・頭首・并大眾美事、令人生善。家醜不得外揚。(禪苑清規卷四、知客)

(20) 若入俗家、切須堅持正念、慎勿見色聞声、流蕩邪心。又況披襟戲笑、乱說雜事、非時酒食、妄作無碍之行、深乖仏戒。

(20) 入俗家坐起、具四威儀、当令俗人人生善。常須護淨。……不得邪命教化、擊瓮俗人、令其惠施、不得喧笑。不得說世間閑事。当須說法增其善心。

- (21) 儼有要事出行、告住持人及管眾者、令知去處。
- (22) 聞法之次、如履薄水必須側耳目而聽玄音。

(教誡律儀、入聚落法第二十三) 院住法第五

(21) 凡欲出院、当白院中僧、令知去處。(教誡律儀、在院住法第五)

(22) 凡遇陞堂……当生殷重、肅聽玄音。(禪苑清規卷二、上堂)

〔註〕

- (1) 『三國遺事』卷四、大正藏四九・一〇〇二下—一〇〇三上
- (2) 同、大正藏四九・一〇〇三上
- (3) 蔡博士著『新羅仏教戒律思想研究』二四七頁
- (4) 『三國遺事』卷四、大正藏四九・一〇〇五上
- (5) 『統高僧伝』卷二四、六三九下
- (6) 『三國遺事』卷四、大正藏四九・一〇〇五中
- (7) 『菩薩戒本持犯要記』大正藏四五・九一八中
- (8) 『高麗史』卷七・一一〇頁
- (9) 『修心要訳』—金吞虚訳解『普照法語』全、七七頁
- (10) 『真心直説』—同上、一五三頁
- (11) 『定慧結社文』—同上、六九頁
- (12) 同、一九頁
- (13) 同、八五頁
- (14) 同 上
- (15) 『正法眼蔵』弁道話。岩波文庫本上卷六五頁



- (16) 李智冠著『韓国仏教所依經典研究』三一頁
- (17) 『浄心誠觀法』誠觀序宗法第二、大正蔵四五・八一九下―八二〇上
- (18) 同、大正蔵四五・八二一上

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the title '華嚴教判論' and the author '張愛順(戒環)']

# 華嚴教判論

張 愛 順(戒環)

## 目 次

- 一 問題の所在
- 二 華嚴教判の類型
  - (1) 同別二教判
  - (2) 三一判
  - (3) 五教判
  - (4) 十宗判
  - (5) 四宗判
- 三 法蔵の教判思想
- 四 結び